

一般社団法人日本イスラエルビジネス協会 有料正会員規約

【条件】

1. 一般社団法人日本イスラエルビジネス協会の主旨と「有料正会員規約」に同意し、当協会が定める年会費等を支払った法人、または個人であること。

【規約】

1. 別途定める当協会「無料会員規約」に従い無料会員入会申し込み手続きを行い、当協会が入会を承認した無料会員が特定の案件に対する問い合わせや依頼等を当協会にした場合、あるいは希望する場合、無料会員から有料正会員へ移行することとする。
2. 有料正会員規約は、「無料会員規約」を含むものとする。
3. 当協会無料会員に入会していない場合も、特定の案件に対する問い合わせや依頼等をしたい場合は、無料会員入会手続きを行い、その後、有料正会員への移行（入会）手続きを行うものとする。
4. 当協会が有料正会員への移行手続きについての案内と、有料正会員の年会費の見積書あるいは請求書を送付した後、記載の金額を当協会口座に振り込む。
5. 年会費は下記の額の一括払いとする。
 - a. 正会員期間は年度末（3月31日）までとし、月額 5,000 円（税別）×年度末までの月数（移行日が属する月を含む）か、50,000 円（税別）の安い方を年会費とする。
 - b. 上記年会費には対価性が含まれるため、消費税課税の対象となる。
 - c. 有料正会員は基本的に自動継続とし、年度末 1 か月前に新年度年会費の請求書を当協会から送付するものとする。新年度年会費を 4 月末までに指定口座に振り込む。
6. 当協会が紹介した技術や製品に関する調査依頼や交渉、契約締結の支援については、内容により別途手数料が発生する場合がある。

【特典】

1. 専用サイトに掲載されている案件について、基本的にメールによる問い合わせを月に 2 回（問い合わせと返信で 1 回）行うことができ、問い合わせがない月は翌月以降に繰り越すことができる。繰り越しは、年度末で終了とする。
2. 当協会により正会員にマッチした新技術や製品の最新情報が見つかった場合、優先的に紹介する。

以上